

重 要

補助対象事業に係る財産処分の適正化について

補助事業者等が補助事業等により取得、または効用を増加した財産（建物、設備、土地など）を、**交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、必ず事前に国又は東京都の補助金交付元の長の承認が必要**です。

しかし、近年、未承認で財産処分を行っていた事案が複数発生しており、財産処分に係る適正な事務手続きの徹底をお願いいたします。

1. 財産処分の種類

処分の種類	内容・具体例
転用	補助金の交付の目的以外の用途に補助財産を使用 例：補助対象施設(※)の事務所を併設の介護事業所の事務所に変更
譲渡	補助財産の所有者の変更 例：運営法人の吸収合併による補助対象施設の所有者変更
交換	補助財産を第三者が所有する財産と交換
貸付	補助財産の使用の変更 例：補助対象施設の一部又は全部を、他法人等へ有償貸付
抵当権設定	補助財産を担保に供する 例：事業継続のため借入金の担保として補助対象施設に抵当権を設定
取壊し	補助財産(施設)の使用を中止し、取り壊す 例：改築のため補助対象施設を廃棄
廃棄	補助財産(設備・備品等)の使用を中止し、廃棄する 例：財産処分制限期間を経過していない設備や備品の廃棄

※補助を受け整備した施設

土地について

補助対象となっている土地も、建物とは別に財産処分の事務手続きが必要です。土地の売却や貸付等を検討する場合も、必ず事前にご相談ください。

2. 抵当権設定について

- 大規模改修等の補助協議に当たって未承認の抵当権設定が判明した場合は、抵当権抹消や財産処分手続き完了等の対応が終了するまで補助協議を留保します。
- 根抵当権の設定は、施設の安定的な運営を阻害するものとして、理由の如何を問わず補助要綱で禁止**されています。絶対に設定しないでください。
- 普通抵当権であっても、当該施設の運営に不可欠と認められない場合など、理由によっては承認しない場合があります。

3.財産処分の申請時期

- 財産処分に当たっては、**事前承認が必要**です。
- **財産処分を検討した段階で、早めに担当部署へご相談ください。**
- 承認手続きには一定期間が必要です。余裕を持たせたスケジュールで進めてください。

4.問い合わせ先・相談窓口

- 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム
【特養班】03-5000-7566
- 介護老人保健施設・介護医療院
【老健班】03-5320-4266
- 認知症高齢者グループホーム・地域密着型サービス・都市型軽費老人ホーム
各区市町村の整備担当部署へ

**補助金の原資は都民が納めた税金です。
補助財産の適正な管理をお願いいたします。**

※財産処分手続きは補助条件として定められており、
必要な手続きが行われない場合、補助金の返還を求める
ことがあります。